



呉市市民サービスコーナーの廃止について

マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニ交付の利用が増加したことにより、市民サービスコーナーにおける住民票の写し等の交付件数が大きく減少していることを受け、令和5年12月28日（木）をもって、市内2か所に設置している市民サービスコーナーを廃止しますので、報告します。

1 廃止となる施設

| | | |
|------|--------------------------|----------------|
| 場 所 | 呉駅南（くれ観光情報プラザ内） | 新広駅前（広市民センター内） |
| 所在地 | 宝町2番23号 | 広古新開2丁目1番3号 |
| 業務時間 | 午前9時から午後7時 | 午後5時15分から午後7時 |
| 開設日 | 月・火・水・木・金・土・日 （祝日も開設） | 月・火・水・木・金 |
| 休業日 | 12/29～1/3 | 土日祝日・12/29～1/3 |
| 問合せ先 | 0823-26-5965 | 0823-73-7191 |

（参考）市民サービスコーナーで取得可能な証明書

| | |
|------|--|
| 当日交付 | 住民票の写し，住民票記載事項証明書，印鑑登録証明書等 |
| 後日交付 | 戸籍・除籍の全部（謄本）事項証明書，戸籍・除籍の個人（抄本）事項証明書，戸籍附票の写し，戸籍・除籍の記載事項証明書，身分証明書，所得証明書，課税証明書，納税証明書等 |

2 廃止に係る広報

- ・市民窓口課，各市民センター及び市民サービスコーナーにおける周知
- ・市政だより，市ホームページ及び市SNSによる情報発信
- ・関係者（近隣の自動車販売会社，自衛隊，広地区自治会等）への説明・周知

3 その他

マイナンバーカードや住民票の写し等の交付時に，引き続き，コンビニ交付等の利用案内・周知を図ります。